

平成22年 3 月18日制定

「交付目論見書の作成に関する規則に関する細則」

(目 的)

第 1 条 この細則は、投資信託の交付目論見書の作成に関する規則(以下「規則」という。)の施行に関し、必要な事項を定める。

(商品分類及び属性区分の記載様式)

第 2 条 規則第 2 条第 9 号に規定する細則に定める様式は、次に掲げる様式とする。

商品分類				属性区分				
単位型・ 追加型	投資対象 地域	投資対象資産 (収益の源泉)		投資対象資産	決算 頻度	投資対象 地域	投資 形態	

(記載上の留意事項)

- 1 . 商品分類と属性区分を明確に区分して記載するものとする。
- 2 . 上記項目のうち該当のない項目については、項目を除いて記載することができる。
- 3 . 表項目のうち「投資対象資産」の記載において、() 書きについてスペース等により表示することが困難な場合は、適宜表欄外に記載することができる。

(分配の推移の記載方法)

第 3 条 規則第 3 条第 3 号 a) に定める方法は以下の通りとする。

記載例 (年 2 回決算ファンドの例)

2009 年 10 月	40 円
2009 年 4 月	60 円
2008 年 10 月	30 円
2008 年 4 月	50 円
2007 年 10 月	40 円
設定来累計	2,460 円

直近5計算期間に設定来累計
を併記

記載例 (毎月決算ファンドの例)

2009 年 10 月	40 円
2009 年 9 月	40 円
2009 年 8 月	40 円
2009 年 7 月	40 円
2009 年 6 月	40 円

直近5計算期間に直近1年間
累計及び設定来累計を併記

直近1年間累計	480円
設定来累計	2,400円

(記載上の留意事項)

1. 分配の推移の記載に当たっては、最低直近5計算期間について分配の推移を表形式で記載するものとする。

なお、上記記載例のとおり、複数の計算期間の合計値(設定来、直近の複数計算期間等)を併せて記載することができるものとする。

2. 分配金の単位(1口当たり、1万口当たり等)を明記するものとする。
3. 分配金のデータが税引前の数字である旨を記載するものとする。

(手続・手数料等の記載様式)

第4条 規則第3条第4号に規定する細則に定める様式は、次に掲げる様式とする。ただし、投資信託及び投資法人に関する法律施行令第12条第1号及び第2号に規定する投資信託並びに租税特別措置法第9条の4の2に規定する上場証券投資信託、財形給付金ファンド(勤労者財産形成促進法(昭和46年法律第92号)第6条の2に規定する勤労者財産形成給付金契約に基づき勤労者を受益者とする投資信託であって、当該投資信託の設定に充てられる金銭を、当該勤労者を雇用している事業主が全額拠出する投資信託)は、当該ファンドの特徴を踏まえた内容によることができるものとする。

お申込みメモ

購入単位	
購入価額	
購入代金	記載上の留意事項「1」
換金単位	
換金価額	
換金代金	記載上の留意事項「2」
申込締切時間	
購入の申込期間	記載上の留意事項「3」
換金制限	記載上の留意事項「4」
購入・換金申込受付 の中止及び取消し	記載上の留意事項「5」
信託期間	記載上の留意事項「6」
繰上償還	記載上の留意事項「7」
決算日	
収益分配	記載上の留意事項「8」
信託金の限度額	
公告	
運用報告書	記載上の留意事項「9」
課税関係	記載上の留意事項「10」

(記載上の留意事項)

1. 「購入代金」は、投資者が購入代金を支払う期限について記載するものとする。
2. 「換金代金」は、換金代金の支払いを開始する日を記載するものとする。
3. 「購入の申込期間」については、新規設定ファンド、単位型等投資者にとって重要な情報と考えられる場合には、お申込みメモの冒頭に記載することができる。
4. 「換金制限」は、クローズド期間、大口解約にかかる制限等がある場合、当該事項について記載するものとする。
5. 「購入・換金申込受付の中止及び取消し」は、金融商品取引所等における取引の停止等により購入・換金申込受付が中止または取消しになることがある旨を記載するものとする。
6. 「信託期間」は、「信託設定日」及び「償還日」(無期限の場合はその旨)を記載するものとする。
7. 「繰上償還」は、ファンドが繰上償還となることがある旨、及びその要件を記載する。
8. 「収益分配」は、分配の頻度、分配金の取扱い(再投資可能等)等を記載するものとする。
9. 「運用報告書」は、運用報告書の作成時期、及び知れている受益者に対して交付される旨を記載するものとする。
10. 「課税関係」は、原則として、「課税上は株式投資信託として取扱われる。」旨又は「課税上は公社債投資信託として取扱われる。」旨を記載するものとする。また、益金不算入制度あるいは配当控除の適用がある場合、その旨を記載するものとする。ただし、次に掲げる投資信託等である場合はこの限りでない。
 - ・ 所得税法第2条の15の3に規定する公募公社債等運用投資信託
11. 上記項目の他、ファンドの特色その他必要と考えられる記載事項がある場合は、適宜項目を追加し記載するものとする。

ファンドの費用・税金

(ア) ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用		
	購入時手数料	
	信託財産留保額	
投資者が信託財産で間接的に負担する費用		
{	運用管理費用(信託報酬)	
	(委託会社)	
	(販売会社)	
	(受託会社)	
	その他の費用・手数料	

内書き箇所

(記載上の留意事項)

1. 投資者が直接的に負担する費用(購入時手数料、信託財産留保額)、間接的に負担する費用(運用管理費用(信託報酬)、その他の費用・手数料)について、手数料の金額又は料率、徴収方法及び徴収時期等を記載するものとする。
2. 運用管理費用(信託報酬)については、運用管理費用(信託報酬)の総額表示のみでなく、支払先毎にその算出方法、金額又は料率、徴収方法及び徴収時期を記載するものとする。
3. 上記項目のうち該当のない費用については、該当のない旨を記載するものとする。
4. その他の費用・手数料は、主要なものについて、支払先毎にその算出方法、金額又は料率、徴収方法及び徴収時期を記載する。また、事前に料率等を記載することができない場合はその旨及びその理由、請求目論見書で確認できる場合はその旨の記載をするものとする。
5. 上記項目以外の費用を徴収するファンドで別に記載すべき費用があるファンド(例えば、換金時に手数料を徴収するファンドなど)は、適宜、項目を追加し、当該費用の内容を記載するものとする。
6. ファンド・オブ・ファンズの場合は、以下の記載例を参考として実質的な費用の内容を記載するものとする。

なお、実質的な費用の説明が難しい場合は、その旨の記載に代えることができる。

【ファンド・オブ・ファンズの運用管理費用(信託報酬)の記載例】

当該ファンドの運用管理費用(信託報酬)	
(委託会社)	
(販売会社)	
(受託会社)	
投資対象とする投資信託証券	
実質的な負担	

7. 上記留意事項について、表項目の中での説明が難しい場合は、適宜表欄外に記載することができる。

(イ) 税金

税金については、株式投資信託、公社債投資信託の区分に従い、以下の記載例に基づき記載するものとする。

【株式投資信託の記載例】

- ・ 税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・ 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して 10%
換金（解約）時及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金（解約）時及び償還時の差益（譲渡益）に対して 10%

- ・ 上記は、年 月 日現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
- ・ 法人の場合は上記とは異なります。
- ・ 税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

【公社債投資信託の記載例】

- ・ 税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・ 以下の表は、個人投資者の税率です。（非課税制度等をご利用の場合は、異なる場合があります。）

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税及び地方税	利子所得として課税 分配金に対して 20%
換金（解約）時及び償還時	所得税及び地方税	利子所得として課税 換金（解約）時及び償還時の（個別）元本超過額に対して 20%

- ・ 上記は、年 月 日現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
- ・ 法人の場合は上記とは異なります。
- ・ 税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

（文章表現等）

第5条 規則第7条第4項に規定する細則に定める文章表現等は、次に掲げる事項とする。

（1）文章により説明するに当たっては、次に掲げる事項に留意すること。

イ 簡潔かつ平易な表現に努めること。また、曖昧な表現を避け、出来るだけ具体的に記載すること。

ロ 一文は出来るだけ短くし、複数の情報を一文に盛込まないように努めること。また、一文の中で反語や二重否定は原則として使用しないこと。

- ハ 難解な専門用語は出来るだけ使用しないこと。また、同じ内容を指す用語は同一の用語を使用するよう努めること。
- (2) グラフや図表を使用するに当たっては、次に掲げる事項に留意すること。
- イ 投資者が容易に判断できるよう最も適した形式を選択することに努めること。
 - ロ 投資者に誤解を与えない表示に努めること。
- (3) 写真・イラスト等を使用するに当たっては、次に掲げる事項に留意すること。
- イ 投資者に誤解や予断を与える恐れのある表示(例えば、一部を誇張すること等により投資対象資産の内容を誤解させる写真や運用方針等に誤解を与える可能性のある著名人の肖像等)は使用しないこと。
 - ロ 写真やイラストの表示に当たっては、文章が読みづらくなならないレイアウトに努めること。

附 則

この細則は、平成 22 年 7 月 1 日から実施する。

ただし、この規定は、実施日以降新たに提出する有価証券届出書に係る交付目論見書から適用する。